

令和3年8月19日

大規模商業施設管理者 様

京都府新型コロナウイルス感染症対策本部

大規模商業施設の入場者の整理等について

令和3年8月17日に開催した京都府新型コロナウイルス感染症対策本部において、令和3年8月20日からの緊急事態措置を決定したところではありますが、この措置における大規模商業施設への要請に係る「入場者の整理等」について、取り組んでいただきたい内容等は以下のとおりです。御協力をお願いします。

1 人数制限について

人数制限は繁忙期、もしくは7月前半の5割程度を目安として事業者において設定してください。

なお、百貨店における地下食料品売り場については、当該フロアの繁忙期、もしくは7月前半の5割程度を目安としてください。

2 人数管理等について

以下の例を参考に、事業者において対応してください。

- ・センサーやサーモカメラ等の設置、従業員による入場者数の計測などにより、滞留者の把握に務め、人数管理を行う。
- ・出入口が多い施設などで、人数把握が難しい施設については、出入口を制限するなどし、入場者等の把握に務める。
- ・繁忙期、もしくは7月前半の5割程度の入場上限数を予め設定し、制限数を超えるときは入場制限を行う。なお、入場制限については、入場整理券等の活用も検討する。
- ・このほか、例えば、滞留者が消防法の基準（4㎡に1人）以上を目安にすることも検討する。
- ・入場制限を行う際などは、利用者が入場制限がわかるようモニターや張り紙等により明示する。これにより難しい場合は、従業員が直接声かけするなど、利用者への周知を図る。